

## 社会保険の資格の継続について

### 社会保険の資格が継続するのか継続しないのかの判断について

下記を参考にしてください。

#### ●社会保険新規のパターン●

**前提**任用期間が2ヶ月を超える場合（継続している短期の任用期間も合算される） **社保新規**

①臨時講師 → 数日空き → 臨時講師 **社保新規**

②任期付き講師 → 引き続いて臨時講師 **社保新規**

※1日も空くことなく継続していても、社保新規。任期付きは、その採用期間で完結する。

※ただし、任期付き講師 → 引き続いて任期付き講師 **共済継続**

③共済加入講師 → 1日空き → 臨時講師 **社保新規**

#### ■社会保険継続のパターン■

①臨時講師 → 年度末・年度当初、年度途中の1日空き → 臨時講師 **社保継続**

※1 ただし、2～3日空けでも、教職員課の任用の判断により、社保継続と扱われる場合もあります。

※2 なお、平成30年度以降の任用については、任用期間の終期が3月28日以降となる者で、かつ翌年度の4月1日から再び任用される者については、社保継続と取り扱われるように変更されます。

※3 社保継続の場合は、任用期間が1日あるいは数日空いている場合でも、社会保険の資格については継続していますので、保険証をお使いいただけます。

#### ▲社会保険喪失のパターン▲

①臨時講師 → 18日以上勤務が12ヶ月を超えた場合 → 共済加入講師 **共済新規**

②臨時講師 → 引き続いて任期付き講師 **共済新規**

※なお、■社保継続のパターン■について

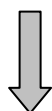
[平成29年度末のよくあるケース]

～3/30 社保 → 3/31に1日空き → 4/1～ 社保 **社保継続**

この場合、辞令は3/31が1日空いていますが、社会保険の資格については継続していますので、3/31も保険証はお使いいただけます。

## 臨時的任用職員の任用期間の変更に伴う社会保険料の控除方法の変更について

	変更前(～H28年度)	移行期間(H29年度)	変更後(H30年度～)
年度当初 任用始期	4月2日～	4月2日～	4月1日～
年度末 任用終期	3月31日まで	3月30日まで	3月28日まで



任用終期が3月31日であり、月末時点で社会保険の資格があるため、3月分の控除あり。

<社会保険料の控除月> ※社会保険料は、原則1ヶ月遅れでの控除。

		2月給与	3月給与	4月給与	5月給与
変更前	翌年度再び任用	1月分を控除	2月分・3月分の2ヶ月分を控除	控除なし	4月分を控除
	任用されず				
変更後	翌年度再び任用	1月分を控除	2月分を控除	3月分を控除	4月分を控除
	任用されず				

翌年度に継続して任用されない者については、月末時点での社会保険の資格が無いため、3月分の控除はされない。

⇒ **健康保険・国民年金については、ご自身で  
の手続きが必要になります。**